

給付年金コーナー

新型コロナウイルス感染症の影響により 国民年金保険料の納付が困難な方へ ～国民年金保険料の免除申請が可能です～

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

申請方法

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書は、日本年金機構HPからダウンロードができます。
- 申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。
- *新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご利用ください。

☆お問合せ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。

問合せ ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004
秩父年金事務所(国民年金課) ☎27・6560

介護保険料

「納入通知書」「特別徴収開始通知書」発送のお知らせ

65歳以上の方のうち、納付書で介護保険料を納付していただく方へ、令和2年度分の納入通知書を発送します。

また、年金からの天引きにより介護保険料を納付していただく方には、令和2年度分の特別徴収開始通知書を7月下旬に発送する予定です。

介護保険制度は助け合いの制度です。被保険者の皆さんにご負担いただく介護保険料は、制度運営の大切な役割を担っています。介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

- 納付書による納付（普通徴収）… 年金額が年額18万円未満の方や、年金の種類が老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金以外の方が対象です。
- 年金からの天引き（特別徴収）… 年額18万円以上の老齢（退職）年金・障害年金・遺族年金を受給している方が対象です。

問合せ 健康福祉課介護保険担当 ☎66・3111 内線133

7月の納期

- 固定資産税（第2期分）
- 国民健康保険税（第1期分）
- 介護保険料普通徴収（第1期分）
- 後期高齢者医療保険料普通徴収（第1期分）

納期限は7月31日(金)です。口座振替の場合は7月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111
固定資産税 税務会計課課税担当 内線113
国民健康保険税 税務会計課課税担当 内線112
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123

今月の学校給食費

7月分の学校給食費は、7月10日(金)に口座振替となりますので、残高をご確認ください。